日調連発第２７８号
令和３年１２月２８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行による土地家屋調査士法人の従たる事務所の所在地における登記の廃止について（通知）

標記の法律については、令和元年 12 月 11 日に公布され、その施行期日については、公布の日から起算して 3 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされているところ、この度、会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が交付され、令和 4 年 9 月 1 日から施行されることとされております。

これにより、土地家屋調査士法人の従たる事務所の所在地における登記は廃止されることとなりましたので、貴会会員への周知のほどよろしくお願いします。

なお、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び新旧対照表については、下記 URL に掲載されております。

記

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00253.html

以上